

令和4年7月22日

教職員各位

高知工業高等専門学校長

新型コロナウイルス感染症に対する当面の対応について（第三十八報）

新型コロナウイルス感染症対応に関し、国内における外国人受け入れ拡大、海外渡航の緩和措置に伴い、リスク管理室会議において次のことを決定しましたのでお知らせします。なお、今後の状況により情報を随時更新しますのでご留意願います。

- 海外渡航は、令和2年1月31日付け事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う海外渡航への対応について」で示されている、平成28年3月31日付け高機国第71号「独立行政法人国立高等専門学校機構本部及び各国立高等専門学校の主催事業における海外渡航及び滞在に関する実施基準の制定について(通知)」等機構通知に従ってください。
- 国内については、県外への移動は、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請に沿って行動してください。発熱などの症状がある場合や体調の悪い場合は、他県との往来を控えてください。また、県外から高知県に移動した場合は、高知県に到着した日から1週間は「行動記録票」により、自身の経過観察等の自己管理を徹底するようお願いいたします。必要に応じて提出を求める場合があります。  
学生を伴う学会等への参加については保護者の同意を確認し、最大限の感染防止対策（健康観察、マスク着用、3密の回避等）を実施してください。
- 在学生に対する研究補助等による謝金依頼については、実施時期及び必要性を再度ご検討願います。また実施の際は保護者の同意を確認し、最大限の感染防止対策を行った上で実施してください。
- 体温測定の記録は毎日継続して行い、各自で健康観察をしてください。必要に応じて提出が求められる場合があります。
- 本校主催の学校開放事業（公開講座、出前授業等）は、最大限の感染防止対策を行った上で、実施します。実施に際しては、感染防止対策（マスクの着用、手指消毒の徹底、対面での着座を避ける、等）を徹底してください。
- 学外者の入校（業務委託業者及び物品等納入業者を除く）については、緊急性、必要性を十分検討してください。県外からの来訪を受け入れる際には、適切な感染防止対策（手指消毒、マスク着用の要請、3密の回避等）をとるようにしてください。

なお、可能な範囲でTV会議等の活用も併せて検討をお願いします。

- 本通知と併せて、厚生労働省 HP による「新型コロナウイルス感染症について」、内閣官房 HP による「基本的対処方針に基づく対応」を確認してください。

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省 HP）

- [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- ・基本的対処方針に基づく対応（内閣官房 HP）

- <https://corona.go.jp/emergency/>

- 上記の事項のほか、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、日常生活において厚生労働省が公表している「新しい生活様式」を積極的に実施くださるようお願いします。

- [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

## <参 考>

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 3 1 日

各国立高等専門学校長 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構  
理事（国際担当） 東田 賢二

### 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う海外渡航への対応について

標記の件につきまして、日本時間 2020 年 1 月 31 日未明、世界保健機構（WHO）は、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表しました。また、中国湖北省全域の感染症危険レベルは「レベル 3：渡航はやめてください（渡航中止勧告）」に引き上げられており、その他の中国全土も「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください」へ引き上げられました。

各校におかれましては、平成 28 年度 3 月 31 日付け 27 高機国第 7 1 号「独立行政法人国立高等専門学校機構本部及び各国立高等専門学校の主催事業における海外渡航及び滞在に関する実施基準の制定について（通知）」にて周知しております実施基準に従い、渡航の実施について検討を行うようお願いいたします。あわせて、随時正確かつ最新の情報収集に努め、必要に応じて海外渡航を見直しいただくことも検討願います。

なお新型コロナウイルスについては日々状況が変化しているため、今後文部科学省や関係省庁からの通知などにに基づき、追加で連絡を行う場合がありますことを申し添えます。

○平成 28 年度 3 月 31 日付け 27 高機国第 71 号「独立行政法人国立高等専門学校機構本部及び各国立高等専門学校の主催事業における海外渡航及び滞在に関する実施基準の制定について（通知）」

[https://koala.kosen-k.go.jp/xythoswfs/webui/\\_xy-e20651649\\_1-t\\_zU6RnVKG](https://koala.kosen-k.go.jp/xythoswfs/webui/_xy-e20651649_1-t_zU6RnVKG)

○関連情報ホームページ

・文部科学省ホームページ（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

・外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp>（PC版，スマートフォン版）

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（モバイル版）

- 在中国日本国大使館ホームページ  
[https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
- 厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- 外務省渡航登録サービス（滞在期間3カ月未満：「たびレジ」、3か月以上：在留届）  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>
- 外務省「たびレジ」登録サイト（「簡易登録」サイト）  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(本件担当)

独立行政法人国立高等専門学校機構

本部事務局国際企画課国際企画係

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2

TEL

FAX

E-mail

27高機国第 71 号  
平成28年 3月31日

各国立高等専門学校長 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構

理事長 小畑 秀文

(公印省略)

独立行政法人国立高等専門学校機構本部及び各国立高等専門学校の主催事業に  
おける海外渡航及び滞在に関する実施基準の制定について（通知）

今般の海外でのテロ、重大事件又は大規模災害など重大事案の発生に鑑み、標記実施基準を制定しましたのでお知らせします。

各学校におかれましては、実施基準の内容に十分にご留意頂くとともに、教職員及び学生への周知等遺漏なくお願いします。

【本件担当】

独立行政法人国立高等専門学校機構  
本部事務局国際交流室 ■■■

TEL ■■■■■■■■■■

E-mail ■■■■■■■■■■

独立行政法人国立高等専門学校機構本部及び各国立高等専門学校の主催事業における海外渡航及び滞在に関する実施基準

理事長裁定  
平成28年3月31日制定

(趣旨)

**第1条** 今般の海外でのテロ、重大事件又は大規模災害など重大事案の発生に鑑み、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）本部及び機構が設置する各国立高等専門学校（以下「各学校」という。）が主催する、学生、教職員その他関係者に係る海外渡航及び滞在を伴う事業の実施の可否については、この基準によるものとする。

(注) 教員が参加する学会に学生を連れて行く場合なども、この基準に準じて対応してください。

(判断基準)

**第2条** 事業実施の可否に係る基準は、外務省海外安全ホームページにおいて示される危険情報によるものとし、レベルごとの実施基準は、別表のとおりとする。

(経由地に危険情報が出ている場合)

**第3条** 海外渡航及び滞在する目的地の危険情報がレベル2以下の場合であっても、往復の経路において必ず経由しなければならない国及び地域についてレベル3以上の危険情報が発出されているときは、その事業は中止とする。

(報告)

**第4条** 各学校の校長は、危険情報がレベル1及びレベル2の場合において各学校が主催する事業の実施又は滞在を継続する決定をしたときは、当該事業の内容がわかる資料を添付の上、理事長に報告するものとする。

(注) 本条の報告は、以下のとおり電子メールにより行ってください。

【宛先】

【件名】 【●●高専】海外渡航等に関する実施基準第4条の報告について

【報告事項】 (メール本文に書いてください。)

- ① 事業の名称
- ② 主な滞在先又は都市名
- ③ 渡航事由、日程
- ④ 渡航予定又は渡航中の学生及び教職員の人数、(学生の場合) 学年
- ⑤ ④の学生及び教職員の安否確認状況
- ⑥ 学生と保護者を交えて協議を行った場合は、その協議の概要

【添付資料】 当該事業の内容がわかる資料

(\*【報告事項】①から④までの事項については、【添付資料】「当該事業の内容がわかる資料」に記載されている場合は、報告は省略することができます。)

(感染症危険情報への準用)

**第5条** 外務省海外安全ホームページにおいて示される感染症危険情報については、別表の基準を準用する。

(その他)

**第6条** 海外渡航及び滞在を行う事業の実施に際しては、渡航者は外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を行うとともに、3月未満の滞在であっても在留届を在外公館に提出するものとする。

**附 則（平成28年3月31日制定）**

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表 海外渡航及び滞在の実施基準

外務省海外安全ホームページ 危険情報カテゴリー	外務省海外安全ホームページ 危険情報カテゴリーの説明	実 施 基 準			
		学 生		教 職 員	
		渡航前	渡航中	渡航前	渡航中
レベル1：十分注意してください。	その国・地域への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	当該学生と保護者を交え事前協議し実施の可否決定	当該学生と保護者を交え協議し継続の可否決定	危険を避けるため十分な注意を行い原則実施	危険を避けるため十分な注意を行い原則滞在中を継続
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要・不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに，十分な安全対策をとってください。	<b>原則中止</b> ただし，やむを得ず渡航及び滞在中の必要があるときは，当該学生と保護者を交え事前協議し実施の可否決定	<b>原則直ちに帰国</b> ただし，やむを得ず滞在中の必要があるときは，当該学生と保護者を交え協議し継続の可否決定	<b>原則延期又は中止</b> ただし，やむを得ず渡航及び滞在中の必要があるときは，特別な注意を払うとともに十分な安全対策をとったうえ実施	<b>原則帰国</b> ただし，やむを得ず滞在中の必要があるときは，特別な注意を払うとともに十分な安全対策をとったうえ滞在中を継続
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は，どのような目的であれ止めてください。(場合によっては，現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	<b>中 止</b>	<b>直ちに帰国</b>	<b>中 止</b>	<b>直ちに帰国</b>
レベル4：退避してください。 (退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から安全な国・地域へ退避してください。この状況では，当然のことながら，どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。				